第四部　調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類まで）

第一六類　肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六〇一・〇〇―一六〇四・一九	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
一六〇四・二〇	第一六〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇四・三〇―一六〇五・一〇	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
一六〇五・二〇	第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
一六〇五・三〇―一六〇五・四〇	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
一六〇五・九〇	第一六〇五・九〇号の産品（いかのものに限る。）が締約国において製造され、かつ、その製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること又は、 第一六〇五・九〇号の産品（いかのものを除く。）への他の類の材料からの変更

第一七類　糖類及び砂糖菓子

一七・〇一―一七・〇四	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一八類　ココア及びその調製品

一八・〇一―一八・〇六	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第一九類　穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

一九・〇一―一九・〇五	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二〇類　野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

二〇・〇一―二〇・〇九	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二一類　各種の調製食料品

二一〇一・一一	第二一〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇一・一二	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
二一〇一・二〇	第二一〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇一・三〇―二一〇五・〇〇	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
二一〇六・一〇	第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
二一〇六・九〇	第二一〇六・九〇号の産品への他の類の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。

第二二類　飲料、アルコール及び食酢

二二・〇一―二二・〇六	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。
二二・〇七	第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更
二二・〇八―二二・〇九	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二三類　食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇九	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第二四類　たばこ及び製造たばこ代用品

二四・〇一―二四・〇三	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第五部　鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類　塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント

二五〇一・〇〇	締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

第六部　化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類　無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

二八〇一・二〇	第二八〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八・〇二―二八・〇三	第二八・〇二項又は第二八・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
二八〇四・三〇	第二八〇四・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八〇四・五〇	第二八〇四・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八〇四・九〇	第二八〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八・〇六	第二八・〇六項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
二八〇七・〇〇	第二八〇七・〇〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八一一・一九	第二八一一・一九号の産品への他の項の材料からの変更
二八一一・二二	第二八一一・二二号の産品への他の項の材料からの変更
二八一五・一一	第二八一五・一一号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
二八一五・二〇	第二八一五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八一六・一〇	第二八一六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八一七・〇〇―二八一八・二〇	第二八一七・〇〇号から第二八一八・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更
二八一九・九〇	第二八一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八二〇・一〇	第二八二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八二五・一〇	第二八二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八二五・四〇	第二八二五・四〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八二五・五〇	第二八二五・五〇号の産品への他の類の材料からの変更
二八二五・六〇	第二八二五・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八二五・八〇―二八二五・九〇	第二八二五・八〇号又は第二八二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八二六・三〇	第二八二六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
二八二七・三二	第二八二七・三二号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
二八二七・三五	第二八二七・三五号の産品への他の類の材料からの変更
二八二七・三九	第二八二七・三九号の産品への他の項の材料からの変更
二八二八・九〇	第二八二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が三十五パーセント以上であること。
二八三〇・九〇	第二八三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更